

2016年9月30日

外務大臣 岸田文雄 様

NPO 法人 ピースデポ

第71回国連総会において 核軍縮前進のために日本が取り組みうる決議案の 提案と要請

第71回国連総会が今月13日に開幕しました。核兵器廃絶を主要課題として調査研究に取り組む私たちピースデポにとって何より注目されるのは、国連総会に対する「多国間核軍縮交渉を前進させるための公開作業部会」(OEWG)の勧告と報告を踏まえた新しい決議案(以下集合的に「新決議案」と呼びます)です。

私たちは、OEWGの5月・8月各会期に参加し、具体的な提案を行いつつ議論の推移を注視してきました。私たちは「新決議案」が核兵器廃絶プロセスに持続的に貢献できる内実を備え、出来る限り幅広い支持をもって採択されることを願っています。

そして、核兵器の非人道性を身をもって知る唯一の戦争被爆国であると同時に、核保有国と非核保有国との橋渡し役を自認される日本政府が、そうした新決議の採択に、他国にはない役割を果たし得ると考えています。

そのような観点から私たちは、OEWGの積極的な成果を活かしながら、日本政府がこれまでの立場との連続性を維持しつつ、重要な一步を踏み出すことのできる決議案の形を考察してまいりました。

以下がその考察に基づく提案です。つきましては、貴職におかれては、私たちの提案についてご検討下さり、日本政府の第71回国連総会における取り組みに活用して頂きたく、切に要請いたします。

記

◆ OEWGの勧告の2本柱

OEWG報告書の勧告には2つの柱があったと理解します。核兵器を禁止する法的文書に関する交渉を2017年に開始する勧告(67節)と、核軍縮交渉を前進させるその他の諸措置、とりわけ現存する核兵器の透明性とリスクの低減のための諸措置に関する勧告(68節)です。

この2本柱は、意味のある対をなしていると考えられます。

OEWGが設置された経過を振り返ると、多国間核軍縮交渉の行き詰まりが続くなかで状況を変える力を生み出したのは、「核兵器使用がもたらす壊滅的な人道上の結末」についての再認識でした。そこからこの兵器の禁止を簡潔に述べた法的文書の要求が生まれ、1本目の柱となっています。しかし、この宣言的な禁止条約では現存する核兵器の生む日々の現実的リスクに対処できないことが予測されます。この点をカバーするのが、透明性・リスク低減

措置の交渉を勧告した第2の柱であると理解できます。このように、勧告された2本の柱は、「核兵器使用がもたらす壊滅的な人道上の結末」の考察の帰結として不可分に対をなすものと捉えることができます。

◆ 勧告採択に関わる状況認識

2017年に核兵器禁止条約の交渉開始を促す勧告に、OEWGに欠席した核兵器国や、出席したNATO諸国など核抑止力に依存する非核兵器国——そこには日本も含まれます——が反対してきたことを、私たちは十分に承知しています。したがって、これらの国々が最初から拒絶するのではない形で「新決議案」を構想する必要があると私たちは考えました。

また、8月29日にカザフスタン外務省などが主催したアスタナでの核軍縮国際会議で米国政府代表は、「意見の分極を惹き起こし検証できない核兵器禁止条約」と予想される禁止条約実現の動きに強く反発しました。私たちは、このような形で反発するのではなく「核兵器のない世界」への道を速める機会として「新決議案」を捉え、もっと知恵を絞るべきだと考えます。

2017年に禁止条約交渉の開始を求める勧告は、核兵器廃絶を希求してきたすべての人たちにとって、失うことのできない黄金の機会です。その機会を逸することなく、日本政府を含め、心ある核兵器保有国や核抑止力依存国の政府も団結して前進することのできる「新決議案」を、OEWG勧告を基礎に作成することができるのではないかと、それが私たちの提案が目指すところです。

◆ 「新決議案」に含まれるべき3要素と発効要件への言及

(a) 禁止条約の2017年交渉開始

「新決議案」は、まず、核兵器を禁止する条約についての交渉を2017年に開始するという要素を含むべきです。

OEWG報告書67節の勧告は「34節に概説されたような、核兵器を禁止しそれらの全面的廃棄に導く法的拘束力のある文書を交渉するための会議を2017年に開催する」と述べています。つまり、勧告されている禁止条約は「34節に概説されている」内容で「核兵器の禁止と全面的廃棄に導く」という2つの要件を満たす必要があります。

そして、34節は、「法的文書」について「一般的禁止と義務を確立することに加え、核兵器のない世界の達成と維持に対する政治的な誓約を確立するものである」としています。ここからまず、「新決議案」では求められる条約について「一般的禁止と義務」を明記することが必要となります。この部分は「簡潔な核兵器禁止条約」として理解されている法的文書です。

(b) 廃絶への政治的誓約の確立

34節は同時に、禁止条約に「核兵器のない世界の達成と維持に対する政治的な誓約を確立する」ことを求めています。

ここにいう「政治的な誓約」には、NPTの前文や第6条、そして過去のNPT再検討会議の全会一致の合意文書における該当事項——「保有核兵器の全面廃棄への明確な約束」(2000年)、「NPT及び核兵器のない世界という目的に完全に合致した政策を追求」(2010年)、「核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立すべく、全ての加盟国が特別の努力を払う」(2010年)など——が含まれていると考えられます。「新決議案」は、国際社会が蓄積してきたこれら合意事項を組み込むような法的文書を求める内容にするべきです。

(c) 核兵器に関する透明性促進とリスク低減の法的措置の準備

前述したように、「核兵器使用がもたらす壊滅的な人道上的結末」を論拠として禁止条項の交渉を追求するのならば、平行して同じ論拠から、現存する核兵器の透明性措置とリスク低減措置が交渉される必要があります。OEWG報告書68節の勧告は、各国は「多国籍核軍縮交渉の前進に貢献しうる様々な措置の履行を検討すべき」とした上で「現存する核兵器に付随するリスクに関する透明性措置、事故や誤謬による核兵器爆発や無認可あるいは意図的な核兵器爆発のリスクを低減し除去するための措置」の履行を求めています。この要求に応じて、「新決議案」は、例えば「透明性促進及びリスク低減」のための法的措置の準備を1つの要素として含めるべきと考えます。

(d) 3要素の統合と発効要件

以上の3つの構成要素は、1つの条約に統合する際、加盟国の事情によって段階的な批准を許すような発効要件を設けることができるように構成し、「新決議案」にそのことを明記することが重要です。このことによって「新決議案」は、OEWGに参加しなかった核保有国や、OEWGの勧告に反対や棄権をした核抑止力依存国も含めた幅広い支持を得ることが可能になります。

統合された条約は、次のように構成することが適当と考えます。

まず要素(b)「政治的誓約」が第1章においてなされ、その誓約の帰結である当面の行動として第2章に要素(a)「禁止条約の交渉開始」、第3章に要素(c)「透明性促進及びリスク低減の法的措置の準備」が位置づけられるというように構成します。そして、国の事情により、(b)のみの批准、「(b)および(a)」または「(b)および(c)」の選択的批准、(b)・(a)・(c)すべての批准と、段階的参加を許す条約発効要件を定めてはいかがでしょうか。それにより、いずれにしても「核兵器のない世界」に向けた中間的なものとなる、今回の核兵器禁止条約やリスク低減の法的措置の準備を、核兵器廃絶への政治的誓約の宣言的条約の排他的ではない一部に包含するよう構成することができます。

このように、結果としてできる「新決議案」は、単に核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議案というよりも、OEWGの議論を活かしつつそれを包含する「核軍縮交渉を前進させる法的文書の交渉を求める決議案」というべき内容を備えることになると考えます。

ピースデポは、戦争被爆国の政府である日本政府が、私たちの提案を真剣に検討され、真の意味で核保有国と非保有国との間の橋渡し役を果たされんことを重ねて要請いたします。

以上